

予算科目	10教育費	05社会教育費	04資料館費	01郷土資料館管理運営事業
細事業名	01 郷土資料館管理運営事業			決算書
総合計画	基本方針	Ⅳ 生涯学習都市	計画項目	⑤ 歴史文化遺産の保全と活用
決算額 ①	最終予算額 ②	不用額 (②-①)	執行率	
2,264千円	2,307千円	43千円	98.1%	

目的				
	<p>市民および市外からの来訪者のために、豊富に残る市所蔵や寄贈を受けた民俗資料を適切に保管・公開し、文化財の普及啓発を図る郷土資料館の維持管理運営を行った。 平成22年度入館者数 556名</p>			
主要な事務・事業及び成果の概要	○人件費	・臨時職員賃金・共済費	1577千円	
		臨時職員3名分の賃金と労災保険料		
主要な事務・事業及び成果の概要	○維持管理経費			
		・消耗品費	99千円	
		・電気料・水道料・燃料費	126千円	
		・電話料	42千円	
		・火災保険料	54千円	
		・機械警備委託料（長期継続契約）	214千円	
		・コピー機借上料（長期継続契約）	101千円	
		・清掃用具借上料	11千円	
		・テレビ受信料	15千円	
		○体験用経費		
	・原材料費（勾玉作り材料）	25千円		
主な財源	使用料 郷土資料館入館料	34千円		
評価・課題等	<p>・生活道具（民俗資料）の保存と活用を図るとともに、小中学校の地域学習のための拠点として重要な施設である。 ・平成22年度年間入館者数は、21年度に比べ減少したが、小学生の授業での見学があり、地域学習のニーズは高い。 ・昭和21年建築の旧木津小学校校舎を利用した建物は、建築から60年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、施設の抜本的なリニューアルが検討課題である。</p>			
事業所管課	教育委員会事務局／文化財保護課			

施策方針	歴史資料館のネットワーク	事業番号	1	担当課	文化財保護課
------	--------------	------	---	-----	--------

(1) 実施根拠

D	○ 法令等で義務付け	○ 国の法律等で規定・推奨	○ 府の条例等で規定・推奨
	● 市の条例等で規定	○ 根拠法令なし	
根拠法令等	京丹後市立資料館条例		

(2) 財政負担

E	○ 国庫・府で全額財政負担	○ 国の財政支援あり（交付税を除く）	○ 府の財政支援あり
	○ その他機関財政支援あり	● 京丹後市単費	

(3) 事業種別

2	○ 市民等サービス
	● 施設等維持管理
	○ 内部管理
	○ 施設等整備

(4) 対象者

1	● 市民
	○ 団体
	○ 法人
	○ その他

(5) 実施手法

【複数選択可】			
<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 扶助費
<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 負担金	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

「その他」を選択された場合は、その具体的内容を記入してください。

(6) 関与の必要性

5	○ 受益の範囲が不特定多数の市民におよぶ又は市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事務事業
	○ 市民の生命・財産・権利を守るため、又は市民の不安を解消するために、必要な規制、監視、指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業
	○ 社会的・経済的弱者を対象に生活の安定を支援する又は生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備する事務事業
	○ 市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、若しくは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業、民間のサービスだけでは地域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業又は市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業
	● 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、又は国内外に情報発信し、まちの魅力を向上させることを目的とした事務事業
	○ 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて、特定の対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業
	○ 上記のいずれにも該当しない事務事業

(7) 歳出抑制を踏まえた上での今後の方向性

2	○ 拡大	● 現状維持	○ 縮小
	○ 統合（整理）	○ 休止	○ 終了・廃止

予算科目	10教育費	05社会教育費	04資料館費	02古代の里資料館管理運営事業
細事業名	01 古代の里資料館管理運営事業			決算書
総合計画	基本方針	IV 生涯学習都市	計画項目	⑤ 歴史文化遺産の保全と活用
決算額 ①	最終予算額 ②	不用額 (②-①)	執行率	
8,789千円	9,111千円	322千円	96.4%	
目的	京丹後市に数多く残されている考古資料や美術工芸品を収集・保管・調査し、広く市民や市外からの来訪者へ公開し、文化財の普及啓発を図るため丹後古代の里資料館の維持管理を行う。			
主要な事務・事業及び成果の概要	市民および市外からの来訪者のために、豊富に残る市所蔵や寄贈・寄託を受けた考古資料・美術工芸品を適切に保管・公開し、文化財の普及啓発を図る丹後古代の里資料館の維持管理運営を行った。平成22年度入館者数 3,939名			
	○人件費	<ul style="list-style-type: none"> 資料館長報酬・費用弁償 2,092千円 <ul style="list-style-type: none"> 資料館長報酬 166,500円×12ヶ月=1,998千円 臨時職員賃金・共済費 3,465千円 <ul style="list-style-type: none"> 臨時職員3名分の賃金と労災保険料・社会保険料事業主負担分 		
○維持管理経費	<ul style="list-style-type: none"> 電気料・水道料・燃料費 1,584千円 消耗品等 290千円 通信運搬費等役務費 161千円 機械警備委託料 189千円 浄化槽維持管理委託料 299千円 土地借上料 121千円 その他管理経費（清掃用具借上・コピーリース・小修繕等） 460千円 			
	○体験用経費	<ul style="list-style-type: none"> 原材料費（勾玉作り材料および陶芸体験用材料） 67千円 陶器窯焼委託料 61千円 		
主な財源	使用料	古代の里資料館入館料	595千円	
	使用料	公有財産使用料	113千円	
	諸収入	古代の里資料館陶芸体験実習料	141千円	
	諸収入	古代の里資料館書籍販売代金	176千円	
	諸収入	古代の里資料館物品販売代金	4千円	
評価・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の地域学習の拠点施設としても活用しており、市内外からの来訪者が京丹後市内の歴史を知る上で重要な拠点施設である。 ・平成22年度年間入館者数は21年度に比べ微減したが、小学生の歴史や総合学習の授業での見学もあり、地域学習のニーズは高い。 ・平成6年のオープンより16年が経過し、施設の老朽化が目立つ。今後、修繕が必要となってくる箇所が増加するものと思われる。 			
事業所管課	教育委員会事務局／文化財保護課			

施策方針	歴史資料館のネットワーク	事業番号	2	担当課	文化財保護課
------	--------------	------	---	-----	--------

(1) 実施根拠

D	○ 法令等で義務付け	○ 国の法律等で規定・推奨	○ 府の条例等で規定・推奨
	● 市の条例等で規定	○ 根拠法令なし	
根拠法令等	京丹後市立資料館条例		

(2) 財政負担

E	○ 国庫・府で全額財政負担	○ 国の財政支援あり（交付税を除く）	○ 府の財政支援あり
	○ その他機関財政支援あり	● 京丹後市単費	

(3) 事業種別

2	○ 市民等サービス
	● 施設等維持管理
	○ 内部管理
	○ 施設等整備

(4) 対象者

1	● 市民
	○ 団体
	○ 法人
	○ その他

(5) 実施手法

【複数選択可】

<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 扶助費
<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 負担金	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

「その他」を選択された場合は、その具体的内容を記入してください。

(6) 関与の必要性

5	○ 受益の範囲が不特定多数の市民におよぶ又は市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事務事業
	○ 市民の生命・財産・権利を守るため、又は市民の不安を解消するために、必要な規制、監視、指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業
	○ 社会的・経済的弱者を対象に生活の安定を支援する又は生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備する事務事業
	○ 市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、若しくは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業、民間のサービスだけでは地域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業又は市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業
	● 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、又は国内外に情報発信し、まちの魅力を向上させることを目的とした事務事業
○ 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて、特定の対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業	
○ 上記のいずれにも該当しない事務事業	

(7) 歳出抑制を踏まえた上での今後の方向

2	○ 拡大	● 現状維持	○ 縮小
	○ 統合（整理）	○ 休止	○ 終了・廃止

予 算 科 目	10教育費	05社会教育費	06文化財保護費	50文化財保護一般経費
細 事 業 名	01 文化財関係団体補助金（文化財保護一般経費）			決算書
総合計画	基本方針	IV 生涯学習都市	計画項目	⑤ 歴史文化遺産の保全と活用
決 算 額	①	最 終 予 算 額	②	不 用 額 (②-①)
	50千円		50千円	0千円
				執行率
				100.0%
目的	文化財の保護活用を推進するため、文化財保護関係団体の活動を支援するため、補助金を交付する。			
主要な事業・事業及び成果の概要	<p>市内に数多く残る郷土芸能を推進する活動を通じて、郷土芸能を民俗文化財として後世に継承してゆくため、また活動を通じて地域コミュニティ形成に寄与することを目的にする、峰山伝統芸能振興会に対し、積極的な事業の推進を奨励するために補助金を交付した。</p> <p>○ 文化財関係団体補助金 50千円 交付団体：峰山伝統芸能振興会 [峰山伝統芸能振興会の会員数] ・個人会員 119人 ・ 団体</p> <p>[活動内容] 峰山金刀比羅神社大祭 平成22年10月9日・10日 峰山金刀比羅神社大祭に際し奉納巡行を行なう団体の調整・支援を行なった。 10日には御旅市場前に集合し、聴衆に芸能を披露し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金刀比羅神社神輿 ・杉若太鼓 ・金刀比羅山屋台 ・杉若神楽 ・釜堀山屋台 ・子ども踊り ・峰山よさこい踊り <p>地元住民等参加者 約300人 入込客 約9,000人</p>			
主な財源				
評価・課題等	<p>・伝統行事はその地域しかないものであり、地域のアイデンティティ形成にも寄与する。文化財としても価値の高いものであり、将来にわたって継続して実施することが必要なものである。</p> <p>・しかし、現行では一部の地域を対象とした補助金となっているため、一定の整理、検討が必要である。</p>			
事業所管課	教育委員会事務局/文化財保護課			

施策方針	文化財の保存と活用	事業番号	1	担当課	文化財保護課
------	-----------	------	---	-----	--------

(1) 実施根拠

E	○ 法令等で義務付け	○ 国の法律等で規定・推奨	○ 府の条例等で規定・推奨
	○ 市の条例等で規定	● 根拠法令なし	

(2) 財政負担

E	○ 国庫・府で全額財政負担	○ 国の財政支援あり（交付税を除く）	○ 府の財政支援あり
	○ その他機関財政支援あり	● 京丹後市単費	

(3) 事業種別

1	<input checked="" type="radio"/> 市民等サービス <input type="radio"/> 施設等維持管理 <input type="radio"/> 内部管理 <input type="radio"/> 施設等整備
---	--

(4) 対象者

2	<input type="radio"/> 市民 <input checked="" type="radio"/> 団体 <input type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> その他
---	--

(5) 実施手法

<input type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 扶助費
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 負担金	<input type="checkbox"/> その他（	）

「その他」を選択された場合は、その具体的内容を記入してください。

(6) 関与の必要性

5	<input type="radio"/> 受益の範囲が不特定多数の市民におよぶ又は市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事務事業 <input type="radio"/> 市民の生命・財産・権利を守るため、又は市民の不安を解消するために、必要な規制、監視、指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業 <input type="radio"/> 社会的・経済的弱者を対象に生活の安定を支援する又は生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備する事務事業 <input type="radio"/> 市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、若しくは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業、民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業又は市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業 <input checked="" type="radio"/> 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、又は国内外に情報発信し、まちの魅力を向上させることを目的とした事務事業 <input type="radio"/> 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて、特定の対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業 <input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない事務事業
---	---

(7) 歳出抑制を踏まえた上での今後の方向性

2	<input type="radio"/> 拡大 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小
	<input type="radio"/> 統合（整理） <input type="radio"/> 休止 <input type="radio"/> 終了・廃止

予算科目	10教育費	05社会教育費	04資料館費	03資料館等指定管理運営事業
細事業名	01 指定管理施設運営事業			決算書
総合計画	基本方針	IV 生涯学習都市	計画項目	⑤ 歴史文化遺産の保全と活用
決算額 ①	最終予算額 ②	不用額 (②-①)	執行率	
7,420千円	7,420千円	0千円	100.0%	
目的	琴引浜鳴き砂文化館は、琴引浜の美しい自然と鳴き砂を広く普及啓発するための施設であり、併せて山陰海岸ジオパークの拠点施設としても位置づけられており、適正な管理運営を行う。			
主要な事務・事業及び成果の概要	<p>琴引浜鳴き砂文化館は、鳴き砂の学習施設や環境学習の施設として、環境保全について学べる施設として指定管理制度を導入し、掛津区が管理運営にあっている。市のジオパーク構想の拠点施設として、ジオパークの展示も行った。教育施設の性格に京丹後市の観光拠点としての機能も求められつつある。平成22年度は琴引浜のガイドブックを作成して琴引浜の普及啓発を図った。</p> <p>○印刷製本費 琴引浜ガイドブック印刷費(3,000部) 261千円</p> <p>○委託料 指定管理者の管理運営に伴う管理委託料 (運営に必要な人件費、施設の維持管理経費) 5,959千円</p> <p>○使用料及び賃借料 1,200千円 建物の所有者である財団法人日本ナショナルトラストへの建物賃借料 (平成14年10月～平成23年3月まで毎年1,200千円)</p>			
主な財源				
評価・課題等	<p>・平成22年度の入館者数は約12,000人で、前年に比べ多少減少となった。各種の展示事業にも取り組み積極的な管理運営に努めた。各種視察受け入れやジオパーク構想・ガイド事業への支援・協力など行政サイドと連携し、京丹後市の代表的な施設としての役割を果たした。</p> <p>・山陰海岸ジオパークが世界認定されたのを契機に教育施設の性格に観光拠点としての機能も求められている。</p>			
事業所管課	教育委員会事務局／文化財保護課			

施策方針	文化財の保存と活用	事業番号	2	担当課	文化財保護課
------	-----------	------	---	-----	--------

(1) 実施根拠

D	<input type="checkbox"/> 法令等で義務付け <input checked="" type="checkbox"/> 市の条例等で規定	<input type="checkbox"/> 国の法律等で規定・推奨 <input type="checkbox"/> 根拠法令なし	<input type="checkbox"/> 府の条例等で規定・推奨
根拠法令等	京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例		

(2) 財政負担

E	<input type="checkbox"/> 国庫・府で全額財政負担 <input checked="" type="checkbox"/> その他機関財政支援あり	<input type="checkbox"/> 国の財政支援あり(交付税を除く) <input type="checkbox"/> 京丹後市単費	<input type="checkbox"/> 府の財政支援あり
---	---	--	-----------------------------------

(3) 事業種別

1	<input checked="" type="checkbox"/> 市民等サービス <input type="checkbox"/> 施設等維持管理 <input type="checkbox"/> 内部管理 <input type="checkbox"/> 施設等整備
---	--

(4) 対象者

1	<input checked="" type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> その他
---	--

(5) 実施手法

【複数選択可】			
<input type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 扶助費
<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 負担金	<input type="checkbox"/> その他 ()	

「その他」を選択された場合は、その具体的内容を記入してください。

(6) 関与の必要性

5	<input type="checkbox"/> 受益の範囲が不特定多数の市民におよぶ又は市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事務事業 <input type="checkbox"/> 市民の生命・財産・権利を守るため、又は市民の不安を解消するために、必要な規制、監視、指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業 <input type="checkbox"/> 社会的・経済的弱者を対象に生活の安定を支援する又は生活の安全網(セーフティ・ネット)を整備する事務事業 <input type="checkbox"/> 市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、若しくは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業、民間のサービスだけでは地域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業又は市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、又は国内外に情報発信し、まちの魅力を向上させることを目的とした事務事業 <input type="checkbox"/> 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて、特定の対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない事務事業
---	--

(7) 歳出抑制を踏まえた上での今後の方向

2	<input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 統合(整理) <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 終了・廃止
---	--

予算科目	10教育費	05社会教育費	06文化財保護費	01文化財保護審議会委員設置事業
細事業名	01 文化財保護審議会委員設置事業			決算書
総合計画	基本方針	IV 生涯学習都市	計画項目	⑤ 歴史文化遺産の保全と活用
決算額 ①	最終予算額 ②	不用額 (②-①)	執行率	
380千円	440千円	60千円	86.3%	
目的	文化財保護審議会は本市の文化財の指定・解除等を諮問する付属機関であり、文化財の保全及びその活用について調査し、審議を行う。			
主要な事務・事業及び成果の概要	○文化財保護審議会の開催経費 204千円 市文化財の指定・管理等に関する事項や文化財関係事業、文化財保護普及啓発等を検討するため審議会の開催。さらに両丹文化財保護連絡協議会において審議検討した。 ●報酬 (半日) 4,000円×4回 (1日) 7,000円×1回 170千円 ●費用弁償 34千円			
	○文化財保護審議会委員視察研修費 176千円 文化財保護審議会の活動に必要な知識等を深め、委員の資質向上と京丹後市の文化財行政に活かすため視察研修を行った。 11月1日～2日 (鳥取県立博物館、青谷海岸、猿尾滝など) ●旅費 135千円 ●その他経費 41千円 (燃料費、バス運転委託料)			
主な財源				
評価・課題等	・平成22年度は4回の審議会の開催と、両丹文化財保護連絡協議会での審議検討を行った。審議会では文化財関係事業や文化財保護普及啓発などのほか新市指定文化財について検討した。 ・委員視察研修を1回実施し、委員の資質向上と文化財行政への活用を検討した。 ・多数の文化財について限られた回数の審議会の中でいかに効率よく審議するのかが課題である。			
事業所管課	教育委員会事務局／文化財保護課			

施策方針	文化財の保存と活用	事業番号	3	担当課	文化財保護課
------	-----------	------	---	-----	--------

(1) 実施根拠

D	<input type="checkbox"/> 法令等で義務付け <input checked="" type="checkbox"/> 市の条例等で規定	<input type="checkbox"/> 国の法律等で規定・推奨 <input type="checkbox"/> 根拠法令なし	<input type="checkbox"/> 府の条例等で規定・推奨
根拠法令等	京丹後市文化財保護条例第8条		

(2) 財政負担

E	<input type="checkbox"/> 国庫・府で全額財政負担 <input checked="" type="checkbox"/> その他機関財政支援あり	<input type="checkbox"/> 国の財政支援あり (交付税を除く) <input checked="" type="checkbox"/> 京丹後市単費	<input type="checkbox"/> 府の財政支援あり
---	---	--	-----------------------------------

(3) 事業種別

3	<input type="checkbox"/> 市民等サービス <input type="checkbox"/> 施設等維持管理 <input checked="" type="checkbox"/> 内部管理 <input type="checkbox"/> 施設等整備
---	--

(4) 対象者

	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
--	--

(5) 実施手法

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()

(6) 関与の必要性

	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
--	--

(7) 歳出抑制を踏まえた上での今後の方向

	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

予算科目	10教育費	05社会教育費	06文化財保護費	02文化財保護啓発事業
細事業名	01 文化財保護啓発事業			決算書
総合計画	基本方針	Ⅳ 生涯学習都市	計画項目	⑤ 歴史文化遺産の保全と活用
決算額	①	最終予算額	②	不用額
	794千円	852千円		58千円
				93.1%
目的	京丹後市に数多く残されている文化財や、その調査成果などを広く市民や市外からの来訪者へ公開し、文化財保護の重要性を知ってもらい文化財の普及啓発を図る。			
主要な 事業及び 成果の 概要	<p>市民および市外からの来訪者のために、市内各地に残る指定文化財などの貴重な文化財を 観覧する展示会を開催し、展示会とリンクする形で「京丹後市史」をはじめとする文化財の 調査成果を広く周知するための講座を開催した。あわせて啓発用の小冊子やパンフレットを 作成した。</p> <p>○講座（文化財セミナー 2回） 講師謝金・旅費（3名） 61千円 ・第1回「永浜宇平を語る」 平成22年9月26日（日） ・第2回「峯山藩と近世丹後のすがた」 平成22年10月23日（土）</p> <p>○展覧会 消耗品・調査旅費等 124千円 チラシ印刷費 187千円 「峯山藩主京極氏と峯山藩の世界」美術運送料 261千円 ・第39回丹後震災記念展 平成23年3月5～7日 ・丹後古代の里資料館夏期特別展示「永浜宇平の生涯1」 平成22年7月14日～10月17日 ・丹後古代の里資料館秋期特別展示・市史資料編「峯山藩関係史料集」刊行記念 「峯山藩主京極氏と峯山藩の世界」 平成22年10月21日～11月28日 ・丹後古代の里資料館コーナー展示3回開催 （「古墳時代の京丹後市3」「飛鳥・奈良時代の京丹後市」「古代人とジオ」）</p> <p>○啓発冊子・パンフレット印刷 ・松山遺跡第1・2次発掘調査報告書 47千円 ・郷村断層パンフレット・「永浜宇平の生涯1」小冊子 114千円</p>			
	主な財源			
評価・課題等	<p>・資料館での企画展示や文化財セミナー、文化財啓発冊子・パンフレットの作成を行った。 「京丹後市史」の調査により明らかになった内容や成果を市民へ還元する機会として重要な ものであり、今後も継続して実施する必要がある。文化財保護普及啓発事業は、価値の高い京丹 後市の文化財を市民や市外からの観光客等に理解してもらう意味で効果があった。 ・広報につとめ、展示会やセミナーなどにおいて多くの人に参加してもらうことが課題である。</p>			
事業所管課	教育委員会事務局／文化財保護課			

施策方針	文化財の保存と活用	事業番号	4	担当課	文化財保護課
------	-----------	------	---	-----	--------

(1) 実施根拠

D	<input type="radio"/> 法令等で義務付け <input type="radio"/> 市の条例等で規定	<input type="radio"/> 国の法律等で規定・推奨 <input type="radio"/> 根拠法令なし	<input type="radio"/> 府の条例等で規定・推奨
根拠法令等	京丹後市文化財保護条例		

(2) 財政負担

E	<input type="radio"/> 国庫・府で全額財政負担 <input type="radio"/> その他機関財政支援あり	<input type="radio"/> 国の財政支援あり（交付税を除く） <input type="radio"/> 京丹後市単費	<input type="radio"/> 府の財政支援あり
---	--	--	--------------------------------

(3) 事業種別

1	<input type="radio"/> 市民等サービス <input type="radio"/> 施設等維持管理 <input type="radio"/> 内部管理 <input type="radio"/> 施設等整備
---	---

(4) 対象者

1	<input type="radio"/> 市民 <input type="radio"/> 団体 <input type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> その他
---	---

(5) 実施手法

【複数選択可】			
<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 扶助費
<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 負担金	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

「その他」を選択された場合は、その具体的内容を記入してください。

(6) 関与の必要性

5	<input type="radio"/> 受益の範囲が不特定多数の市民におよぶ又は市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事務事業 <input type="radio"/> 市民の生命・財産・権利を守るため、又は市民の不安を解消するために、必要な規制、監視、指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業 <input type="radio"/> 社会的・経済的弱者を対象に生活の安定を支援する又は生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備する事務事業 <input type="radio"/> 市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、若しくは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業、民間のサービスだけでは地域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業又は市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業 <input type="radio"/> 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、又は国内外に情報発信し、まちの魅力を向上させることを目的とした事務事業 <input type="radio"/> 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて、特定の対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業 <input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない事務事業
---	--

(7) 歳出抑制を踏まえた上での今後の方向

2	<input type="radio"/> 拡大 <input type="radio"/> 統合（整理）	<input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 休止	<input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了・廃止
---	--	---	---

予算科目	10教育費	05社会教育費	06文化財保護費	03指定文化財等管理事業
細事業名	01 市指定文化財等補助金			決算書
総合計画	基本方針	Ⅳ 生涯学習都市	計画項目	⑤ 歴史文化遺産の保全と活用
決算額 ①	最終予算額 ②	不用額 (②-①)	執行率	
2,500千円	2,500千円	0千円	100.0%	
目的	京丹後市内にある貴重な文化財を次世代に引き継ぐために、京丹後市指定文化財等補助金交付要綱に基づき、文化財の修理保全事業に対して補助金を交付する。			
主要な事業及び成果の概要	○京丹後市指定文化財等補助金 18件 2,500千円 内訳 ・社寺等文化資料保全補助金該当 15件 ・国・府指定補助金該当 3件 事業対象は神社、寺院の建造物修理、郷土芸能の衣装道具の新調、経典の修理、仏像の保管庫の改修などで、事業総額は18件 18,089千円であった。 ※ 参考 平成21年度事業実績 補助件数 14 件 補助金額 2,181千円 事業総額 17,321千円			
	主な財源 評価・課題等 ・文化財所有者当の負担軽減のために必要な補助金である。 ・平成22年度の補助金交付件数は前年度より4件増加し、貴重な文化財の保全が図られた。 ・補助金の限度額が低く、建物の大規模な改修などにおいては地元負担金が高額になるなどの課題がある。			
事業所管課	教育委員会事務局／文化財保護課			

施策方針	文化財の保存と活用	事業番号	5	担当課	文化財保護課
------	-----------	------	---	-----	--------

(1) 実施根拠

D	<input type="radio"/> 法令等で義務付け <input checked="" type="radio"/> 市の条例等で規定	<input type="radio"/> 国の法律等で規定・推奨 <input type="radio"/> 根拠法令なし	<input type="radio"/> 府の条例等で規定・推奨
根拠法令等	京丹後市指定文化財等補助金交付要綱		

(2) 財政負担

E	<input type="radio"/> 国庫・府で全額財政負担 <input checked="" type="radio"/> その他機関財政支援あり	<input type="radio"/> 国の財政支援あり（交付税を除く） <input checked="" type="radio"/> 京丹後市単費	<input type="radio"/> 府の財政支援あり
---	---	---	--------------------------------

(3) 事業種別

2	<input type="radio"/> 市民等サービス <input checked="" type="radio"/> 施設等維持管理 <input type="radio"/> 内部管理 <input type="radio"/> 施設等整備
---	--

(4) 対象者

2	<input type="radio"/> 市民 <input checked="" type="radio"/> 団体 <input type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> その他
---	--

(5) 実施手法 【複数選択可】

<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 負担金	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> その他（	<input type="checkbox"/> 扶助費 ）
--	---	---	-----------------------------------

「その他」を選択された場合は、その具体的内容を記入してください。

(6) 関与の必要性

5	<input type="radio"/> 受益の範囲が不特定多数の市民におよぶ又は市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事務事業 <input type="radio"/> 市民の生命・財産・権利を守るため、又は市民の不安を解消するために、必要な規制、監視、指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業 <input type="radio"/> 社会的・経済的弱者を対象に生活の安定を支援する又は生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備する事務事業 <input type="radio"/> 市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、若しくは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業、民間のサービスだけでは地域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業又は市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業 <input checked="" type="radio"/> 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、又は国内外に情報発信し、まちの魅力を向上させることを目的とした事務事業 <input type="radio"/> 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて、特定の対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業 <input type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない事務事業
---	---

(7) 歳出抑制を踏まえた上での今後の方向

2	<input type="radio"/> 拡大 <input checked="" type="radio"/> 統合（整理）	<input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 休止	<input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了・廃止
---	---	---	---

予算科目	10教育費	05社会教育費	06文化財保護費	03指定文化財等管理事業																				
細事業名	02 史跡等維持管理事業			決算書																				
総合計画	基本方針	IV 生涯学習都市	計画項目	⑤ 歴史文化遺産の保全と活用																				
決算額 ①	最終予算額 ②	不用額 (②-①)	執行率																					
2,340千円	2,394千円	54千円	97.7%																					
目的	約170件を数える京丹後市にある国指定・府指定・市指定文化財について、文化財の保全や啓発を行うため、指定文化財の補修や草刈等の維持管理を行う。																							
主要な事務・事業及び成果の概要	<table border="0"> <tr> <td>○史跡等草刈委託・文化財施設環境美化委託料</td> <td>1,446千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">史跡等用地の草刈り、清掃により、文化財の見学の利用供与や、保全管理が保たれた。 網野銚子山古墳、神明山古墳、函石浜遺跡、赤坂今井墳墓、産土山古墳 竹野神社など16箇所</td> </tr> <tr> <td>○文化財看板の保全</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大成古墳群説明看板撤去</td> <td>10千円</td> </tr> <tr> <td>○指定文化財関連施設管理経費</td> <td>881千円</td> </tr> <tr> <td>浜詰遺跡屋根改修工事（市指定文化財）等</td> <td>840千円</td> </tr> <tr> <td>郷村断層等の指定文化財施設の維持経費</td> <td>10千円</td> </tr> <tr> <td>火災保険料（旧口大野村役場・郷村断層施設・浜詰遺跡施設）</td> <td>31千円</td> </tr> <tr> <td>○土地借上げ料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化財看板設置場所年間借上料（3ヶ所、4㎡）</td> <td>3千円</td> </tr> </table>				○史跡等草刈委託・文化財施設環境美化委託料	1,446千円	史跡等用地の草刈り、清掃により、文化財の見学の利用供与や、保全管理が保たれた。 網野銚子山古墳、神明山古墳、函石浜遺跡、赤坂今井墳墓、産土山古墳 竹野神社など16箇所		○文化財看板の保全		大成古墳群説明看板撤去	10千円	○指定文化財関連施設管理経費	881千円	浜詰遺跡屋根改修工事（市指定文化財）等	840千円	郷村断層等の指定文化財施設の維持経費	10千円	火災保険料（旧口大野村役場・郷村断層施設・浜詰遺跡施設）	31千円	○土地借上げ料		文化財看板設置場所年間借上料（3ヶ所、4㎡）	3千円
○史跡等草刈委託・文化財施設環境美化委託料	1,446千円																							
史跡等用地の草刈り、清掃により、文化財の見学の利用供与や、保全管理が保たれた。 網野銚子山古墳、神明山古墳、函石浜遺跡、赤坂今井墳墓、産土山古墳 竹野神社など16箇所																								
○文化財看板の保全																								
大成古墳群説明看板撤去	10千円																							
○指定文化財関連施設管理経費	881千円																							
浜詰遺跡屋根改修工事（市指定文化財）等	840千円																							
郷村断層等の指定文化財施設の維持経費	10千円																							
火災保険料（旧口大野村役場・郷村断層施設・浜詰遺跡施設）	31千円																							
○土地借上げ料																								
文化財看板設置場所年間借上料（3ヶ所、4㎡）	3千円																							
主な財源	府補																							
評価・課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡等の維持管理、指定文化財の補修により、文化財の保全を図ると共に、草刈等による文化財見学の利用を促進し、文化財の活用を図る。 ・文化財案内板、説明版の設置や更新等が必要な箇所もまだ多くある。 																							
事業所管課	教育委員会事務局／文化財保護課																							

施策方針	文化財の保存と活用	事業番号	6	担当課	文化財保護課
------	-----------	------	---	-----	--------

(1) 実施根拠

A	<input checked="" type="radio"/> 法令等で義務付け <input checked="" type="radio"/> 市の条例等で規定	<input type="radio"/> 国の法律等で規定・推奨 <input type="radio"/> 府の条例等で規定・推奨	<input type="radio"/> 根拠法令なし
根拠法令等	文化財保護法		

(2) 財政負担

E	<input type="radio"/> 国庫・府で全額財政負担 <input type="radio"/> その他機関財政支援あり	<input type="radio"/> 国の財政支援あり（交付税を除く） <input checked="" type="radio"/> 京丹後市単費	<input type="radio"/> 府の財政支援あり
---	--	---	--------------------------------

(3) 事業種別

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

(4) 対象者

<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

(5) 実施手法

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(6) 関与の必要性

<input type="radio"/>

(7) 歳出抑制を踏まえた上での今後の方向

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

予算科目	10教育費	05社会教育費	06文化財保護費	05文化財整理事業
細事業名	01 文化財整理事業			決算書
総合計画	基本方針Ⅳ 生涯学習都市		計画項目	⑤ 歴史文化遺産の保全と活用
決算額 ①	最終予算額 ②	不用額 (②-①)	執行率	
574千円	583千円	9千円	98.4%	
目的	京丹後市に数多く残されている写真資料について、所在確認とデジタル化を行い、今後の活用をはかる。			
主要な事務・事業及び成果の概要	平成20年度より、京丹後市が保管している旧町毎の膨大な写真を調査確認し、重要な写真をスキャンし、デジタルデータ化を行っている。平成22年度も継続して実施し、本年度は7,596点をデジタル化できた。			
	○臨時職員賃金（1名分）	478千円		
	○消耗品費	95千円		
	○手数料	1千円		
主な財源				
評価・課題等	・平成22年度中に寄贈を受けた写真資料（古写真では稲葉家旧蔵写真、現代では藤本芳郎氏写真）が新たに増加した。今後、写真がデジタル化できれば、文化財啓発活動にも有効に活用できる。 ・発掘調査の調査資料は、スライドも多くあり資料の劣化などの心配があり、この資料もデジタル化することが必要である。			
事業所管課	教育委員会事務局／文化財保護課			

施策方針	文化財保存と活用	事業番号	7	担当課	文化財保護課
------	----------	------	---	-----	--------

(1) 実施根拠

D	○ 法令等で義務付け	○ 国の法律等で規定・推奨	○ 府の条例等で規定・推奨
	● 市の条例等で規定	○ 根拠法令なし	
根拠法令等	京丹後市文化財保護条例		

(2) 財政負担

E	○ 国庫・府で全額財政負担	○ 国の財政支援あり（交付税を除く）	○ 府の財政支援あり
	○ その他機関財政支援あり	● 京丹後市単費	

(3) 事業種別

1	● 市民等サービス
	○ 施設等維持管理
	○ 内部管理
	○ 施設等整備

(4) 対象者

1	● 市民
	○ 団体
	○ 法人
	○ その他

(5) 実施手法

【複数選択可】

<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 扶助費
<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 負担金	<input type="checkbox"/> その他（	）

「その他」を選択された場合は、その具体的内容を記入してください。

(6) 関与の必要性

5	○ 受益の範囲が不特定多数の市民におよぶ又は市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事務事業
	○ 市民の生命・財産・権利を守るため、又は市民の不安を解消するために、必要な規制、監視、指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業
	○ 社会的・経済的弱者を対象に生活の安定を支援する又は生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備する事務事業
	○ 市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、若しくは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業、民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業又は市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業
	● 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、又は国内外に情報発信し、まちの魅力を向上させることを目的とした事務事業
	○ 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて、特定の対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業
	○ 上記のいずれにも該当しない事務事業

(7) 歳出抑制を踏まえた上での今後の方向

2	○ 拡大	● 現状維持	○ 縮小
	○ 統合（整理）	○ 休止	○ 終了・廃止

予算科目	10教育費	05社会教育費	06文化財保護費	06遺跡整備事業
細事業名	01 遺跡整備事業			決算書
総合計画	基本方針	IV 生涯学習都市	計画項目	⑤ 歴史文化遺産の保全と活用
決算額 ①	最終予算額 ②	不用額 (②-①)	執行率	
3,358千円	3,362千円	4千円	99.8%	
目的	丹後の特色と歴史を物語る重要な文化財を、教育・観光・地域づくりの資源などへ有効に活用するために環境整備を推進する。			
主要な事業及び成果の概要	平成22年度は、日本海沿岸最大級の大型前方後円墳である網野銚子山古墳について、平成19～21年度に実施した周辺確認調査の成果に基づき、整備に向け史跡の追加指定が必要と見込まれる範囲の周辺用地測量を実施した。 併せて、古墳周辺部の土地14,772.23㎡について、文化庁へ追加指定の申請を行なった。			
	○事業経費	3,358千円		
	・旅費	追加指定協議に伴う旅費	83千円	
	・需用費	協議用図面・写真複写代等	9千円	
	・委託費	用地測量委託費	3,266千円	
主な財源				
評価・課題等	市内の文化財には活用が供するよう環境整備が行なわれているものは少なく、整備を実施することで、特色あるまちづくりのための活用に資することができる。 網野銚子山古墳については、用地測量を実施し、追加指定の手続きを終了した。 今後は整備基本計画の策定、環境整備事業実施へと取り組みを進めることが課題である			
事業所管課	教育委員会事務局／文化財保護課			

施策方針	文化財保存と活用	事業番号	8	担当課	文化財保護課
------	----------	------	---	-----	--------

(1) 実施根拠

B	○ 法令等で義務付け	● 国の法律等で規定・推奨	○ 府の条例等で規定・推奨
	○ 市の条例等で規定	○ 根拠法令なし	
根拠法令等	文化財保護法		

(2) 財政負担

E	○ 国庫・府で全額財政負担	○ 国の財政支援あり（交付税を除く）	○ 府の財政支援あり
	○ その他機関財政支援あり	● 京丹後市単費	

(3) 事業種別

4	○ 市民等サービス
	○ 施設等維持管理
	○ 内部管理
	● 施設等整備

(4) 対象者

1	● 市民
	○ 団体
	○ 法人
	○ その他

(5) 実施手法

【複数選択可】

<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 扶助費
<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 負担金	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

「その他」を選択された場合は、その具体的内容を記入してください。

(6) 関与の必要性

5	○ 受益の範囲が不特定多数の市民におよぶ又は市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事務事業
	○ 市民の生命・財産・権利を守るため、又は市民の不安を解消するために、必要な規制、監視、指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業
	○ 社会的・経済的弱者を対象に生活の安定を支援する又は生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備する事務事業
	○ 市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、若しくは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業、民間のサービスだけでは地域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業又は市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業
	● 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、又は国内外に情報発信し、まちの魅力を向上させることを目的とした事務事業
	○ 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて、特定の対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業
	○ 上記のいずれにも該当しない事務事業

(7) 歳出抑制を踏まえた上での今後の方向

1	● 拡大	○ 現状維持	○ 縮小
	○ 統合（整理）	○ 休止	○ 終了・廃止

予算科目	10教育費	05社会教育費	06文化財保護費	07遺跡発掘調査等事業
細事業名	01 遺跡発掘調査等事業			決算書
総合計画	基本方針	IV 生涯学習都市	計画項目	⑤ 歴史文化遺産の保全と活用
決算額 ①	最終予算額 ②	不用額 (②-①)	執行率	
2,096千円	2,168千円	72千円	96.6%	
目的	市内の遺跡を効果的に保護するための資料を得るため、また、開発等により現地保存の困難な遺跡の記録保存を図り文化財の保護活用につなげるため、発掘調査等を実施する。			
主要な事務・事業及び成果の概要	<p>平成22年度は、大宮町森本地区で計画されている府営農業基盤整備関連事業の計画地内に存在する松山遺跡について、本調査を実施し、成果をまとめた報告書を刊行した。</p> <p>調査地において平安～鎌倉時代の柱穴群・落込み遺構及び包含層と、古墳時代～飛鳥時代の竪穴建物群・柱穴及び包含層で形成される、概ね2時期の遺構が検出された。</p> <p>また、旧丹後国で16例目となる須恵器円面硯が出土し、当遺跡が竹野川左岸の段丘上に展開した有力集落のひとつであることが明らかになった。</p> <p>・調査期間：現地調査7月20日～9月3日、 整理作業9月6日～11月5日</p> <p>・関係者説明会開催 8月31日（出席者18人）</p>			
	○ 発掘調査経費	2,096千円		
・ 共済費	発掘調査補助員に関する労災保険料	2千円		
・ 賃金	発掘調査補助員賃金	534千円		
・ 旅費	調査協議に伴う旅費	9千円		
・ 需用費	消耗品費、記録写真現像代、 報告書印刷代（300部）	254千円		
・ 役務費	簡易トイレ汲取料	2千円		
・ 委託料	作業員・整理員人材派遣委託料	1,174千円		
・ 使用料及び賃借料	重機・簡易トイレ借上	121千円		
主な財源	国補	国宝重要文化財等保存事業補助金	1,000千円	
	府補	埋蔵文化財緊急発掘調査補助金	500千円	
評価・課題等	<p>・開発等に伴い遺跡の確認と保存、将来整備の方策を決定するために必要な事業であり、国の補助事業により調査を実施した。</p> <p>・今後も継続して事業を実施することが必要である。</p>			
事業所管課	教育委員会事務局／文化財保護課			

施策方針	文化財保存と活用	事業番号	9	担当課	文化財保護課
------	----------	------	---	-----	--------

(1) 実施根拠

B	<input type="radio"/> 法令等で義務付け <input type="radio"/> 市の条例等で規定	<input checked="" type="radio"/> 国の法律等で規定・推奨 <input type="radio"/> 根拠法令なし	<input type="radio"/> 府の条例等で規定・推奨
根拠法令等	文化財保護法第93条		

(2) 財政負担

B	<input type="radio"/> 国庫・府で全額財政負担 <input type="radio"/> その他機関財政支援あり	<input checked="" type="radio"/> 国の財政支援あり（交付税を除く） <input type="radio"/> 京丹後市単費	<input type="radio"/> 府の財政支援あり
---	--	---	--------------------------------

(3) 事業種別

2	<input type="radio"/> 市民等サービス <input checked="" type="radio"/> 施設等維持管理 <input type="radio"/> 内部管理 <input type="radio"/> 施設等整備
---	--

(4) 対象者

4	<input type="radio"/> 市民 <input type="radio"/> 団体 <input type="radio"/> 法人 <input checked="" type="radio"/> その他
---	--

(5) 実施手法

【複数選択可】

<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 扶助費
<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 負担金	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

「その他」を選択された場合は、その具体的内容を記入してください。

(6) 関与の必要性

7	<input type="radio"/> 受益の範囲が不特定多数の市民におよぶ又は市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事務事業 <input type="radio"/> 市民の生命・財産・権利を守るため、又は市民の不安を解消するために、必要な規制、監視、指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業 <input type="radio"/> 社会的・経済的弱者を対象に生活の安定を支援する又は生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備する事務事業 <input type="radio"/> 市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、若しくは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業、民間のサービスだけでは地域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業又は市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業 <input type="radio"/> 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、又は国内外に情報発信し、まちの魅力を向上させることを目的とした事務事業 <input type="radio"/> 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて、特定の対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業 <input checked="" type="radio"/> 上記のいずれにも該当しない事務事業
---	---

(7) 歳出抑制を踏まえた上での今後の方向

2	<input type="radio"/> 拡大 <input type="radio"/> 統合（整理）	<input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 休止	<input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了・廃止
---	--	---	---

予算科目	10教育費	05社会教育費	06文化財保護費	08稲葉家資料展示活用事業
細事業名	01 稲葉家資料展示活用事業			決算書
総合計画	基本方針	IV 生涯学習都市	計画項目	⑤ 歴史文化遺産の保全と活用
決算額	①	最終予算額	②	不用額 (②-①)
	1千円	2千円		1千円
執行率	50.0%			
目的	久美浜の稲葉家に数多く残された文化財を広く市民や市外からの来訪者へ公開し、文化財保護の重要性の普及啓発を図る。			
主要な事業及び成果の概要	市民および市外からの来訪者のために、稲葉家に残された古文書・生活道具などを適切に保管・公開し、文化財保護の普及啓発を図った。			
	○消耗品費	1千円		
	○展示内容 (内蔵展示など)			
	・ 豪商稲葉本家コーナー展示「結城素明と稲葉家」	平成22年4～8月		
	・ 豪商稲葉本家コーナー展示「稲葉束・喬」	平成22年9月～平成23年3月		
	・ お難さまの公開	平成23年2～3月		
	○資料調査			
	・ 稲葉家資料調査	平成23年2月14～16日		
	平成22年11月に、稲葉家より追加で寄贈を受けた資料群のうち文書について、大阪大学 飯塚准教授 の協力による文書目録作成調査を行った。			
主な財源				
評価・課題等	・ 稲葉家資料展示活用事業については、5年間の資料調査事業の終了後、展示活用事業を実施してきた。展示蔵の一部改修するなど資料の収蔵環境も整備した。平成22年度については活用計画を見直して企画展示等を開催した。文化財保護啓発事業全体の中のひとつとして展示活用事業の展開を行うため、平成23年度は同事業への統合（整理）して事業を実施する。			
事業所管課	教育委員会事務局／文化財保護課			

施策方針	文化財保存と活用	事業番号	10	担当課	文化財保護課
------	----------	------	----	-----	--------

(1) 実施根拠

D	○ 法令等で義務付け	○ 国の法律等で規定・推奨	○ 府の条例等で規定・推奨
	● 市の条例等で規定	○ 根拠法令なし	
根拠法令等	京丹後市文化財保護条例		

(2) 財政負担

E	○ 国庫・府で全額財政負担	○ 国の財政支援あり（交付税を除く）	○ 府の財政支援あり
	○ その他機関財政支援あり	● 京丹後市単費	

(3) 事業種別

1	● 市民等サービス
	○ 施設等維持管理
	○ 内部管理
	○ 施設等整備

(4) 対象者

1	● 市民
	○ 団体
	○ 法人
	○ その他

(5) 実施手法

【複数選択可】

<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 扶助費
<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 負担金	<input type="checkbox"/> その他 ()	

「その他」を選択された場合は、その具体的内容を記入してください。

(6) 関与の必要性

5	○ 受益の範囲が不特定多数の市民におよぶ又は市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事務事業
	○ 市民の生命・財産・権利を守るため、又は市民の不安を解消するために、必要な規制、監視、指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業
	○ 社会的・経済的弱者を対象に生活の安定を支援する又は生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備する事務事業
	市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、若しくは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事務事業、民間のサービスだけでは地域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業又は市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業
	● 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、又は国内外に情報発信し、まちの魅力を向上させることを目的とした事務事業
	○ 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて、特定の対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業
	○ 上記のいずれにも該当しない事務事業

(7) 歳出抑制を踏まえた上での今後の方向

4	○ 拡大	○ 現状維持	○ 縮小
	● 統合（整理）	○ 休止	○ 終了・廃止

予算科目	10教育費	05社会教育費	06文化財保護費	04市史編さん事業		
細事業名	01 市史編さん事業			決算書		
総合計画	基本方針	Ⅳ 生涯学習都市	計画項目	⑤ 歴史文化遺産の保全と活用		
決算額 ①	最終予算額 ②		不用額 (②-①)	執行率		
7,468千円	8,337千円		869千円	89.5%		
目的	京丹後市の歴史や自然環境の特徴を多くの市民に知ってもらうため京丹後市史の刊行する。					
主要な事務・事業及び成果の概要	<p>本文編と資料編の刊行のため各種調査を実施した。平成22年度は資料編『丹後震災救護史料集』を刊行した。また、調査結果を文化財セミナー等で報告するなど、啓発事業の一貫も担っている。</p> <p>○編さん委員報酬 編さん委員調査報酬 849千円</p> <p>○市史編さん専門委員報酬（編さん業務の補助のため1名週4日勤務） 報酬 1日9,000円×1名×206日＝1,854千円</p> <p>○共済費 専門委員社会保険料 239千円</p> <p>○各専門部の調査（8専門部 部員20名）調査員謝金1日7,000円×127.5日＝893千円 復原画作成謝礼 200千円</p> <p>○費用弁償 調査員旅費 1,048千円</p> <p>○京丹後市史資料編『丹後震災救護史料集』の刊行 992千円</p> <p>600部作成。京丹後市史の3冊目の刊行物であり、平成23年4月18日より各市民局・地域公民館・文化財保護課にて1冊1,600円で販売を開始している。また調査協力者・関係機関・図書館等にも配布した。</p> <p>○使用料及び賃借料 調査員宿泊費 599千円</p> <p>○岩石化学分析委託料 398千円</p> <p>○その他事務経費 396千円（職員旅費、消耗品等）</p>					
	<table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>繰越明許費を除いた最終予算額</td> <td>7,687千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実質的な予算執行率</td> <td>97.1%</td> </tr> </table> <p>■平成23年度への繰越事業 650千円 丹後町内社寺建築調査委託事業 完了日 平成23年5月16日</p>	参考	繰越明許費を除いた最終予算額	7,687千円		実質的な予算執行率
参考	繰越明許費を除いた最終予算額	7,687千円				
	実質的な予算執行率	97.1%				
主な財源						
評価・課題等	<p>『丹後震災救護史料集』の刊行については、東北の大震災の影響もあり新聞・テレビで大きく報道され多方面より問い合わせがあった。特に京丹後市出身の市外在住者からの購入の申し込みは、これまで以上にあった。</p> <p>京丹後市民に向けては市広報などにより周知をしているが、市外への広報についてもより積極的にする必要がある。</p>					
事業所管課	教育委員会／文化財保護課					

施策方針	市史編さん事業の取り組み	事業番号	1	担当課	文化財保護課
------	--------------	------	---	-----	--------

(1) 実施根拠

D	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令等で義務付け ○ 国の法律等で規定・推奨 ○ 府の条例等で規定・推奨 ● 市の条例等で規定 ○ 根拠法令なし
根拠法令等	京丹後市史編さん委員会及び編さん専門部会設置規則

(2) 財政負担

E	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国庫・府で全額財政負担 ○ 国の財政支援あり（交付税を除く） ○ 府の財政支援あり ○ その他機関財政支援あり ● 京丹後市単費
---	--

(3) 事業種別

1	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民等サービス ○ 施設等維持管理 ○ 内部管理 ○ 施設等整備
---	---

(4) 対象者

1	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民 ○ 団体 ○ 法人 ○ その他
---	---

(5) 実施手法

【複数選択可】			
<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input checked="" type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 扶助費
<input type="checkbox"/> 補助金	<input type="checkbox"/> 負担金	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
「その他」を選択された場合は、その具体的内容を記入してください。			

(6) 関与の必要性

5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受益の範囲が不特定多数の市民におよぶ又は市民の基本的な生活の維持・確保に必要な事務事業 ○ 市民の生命・財産・権利を守るため、又は市民の不安を解消するために、必要な規制、監視、指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業 ○ 社会的・経済的弱者を対象に生活の安定を支援する又は生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備する事務事業 ○ 市民ニーズは高いが、多額の投資が必要、若しくは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補充する事務事業、民間のサービスだけでは地域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補充・先導する事務事業又は市民福祉の増進を目的とし、不特定の市民が利用することのできるサービスを提供する事務事業 ● 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、又は国内外に情報発信し、まちの魅力を向上させることを目的とした事務事業 ○ 特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて、特定の対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事務事業 ○ 上記のいずれにも該当しない事務事業
---	--

(7) 歳出抑制を踏まえた上での今後の方向

2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拡大 ● 現状維持 ○ 縮小 ○ 統合（整理） ○ 休止 ○ 終了・廃止
---	---